

## 災害時等における応急対策の協力に関する協定書

安中市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部群馬県部会（以下「乙」という。）は、自然災害により甲の管理する公共下水道、雨水排水管路施設及びし尿処理施設等が被災した場合（以下「災害時等」という。）における管路調査、その他の応急措置（以下「応急対策」という。）の協力に関し、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2の規定に基づいた協定を次のとおり締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲の管理する公共下水道、雨水排水管路施設及びし尿処理施設等を維持する  
ため、災害時等における応急対策の協力について、甲と乙の基本事項を定め、迅速かつ的確に  
対  
応することを目的とする。

### （協力の要請）

第2条 甲は、災害時等において応急対策を行う必要が生じた場合は、乙に対して、その協力を要  
請することができるものとする。  
2 乙は、前項の規定による協力要請を受けた時は、甲に対し、速やかに協力するものとする。

### （応急対策の内容）

第3条 前条第1項の規定による要請に基づき、乙が行う応急対策の内容は、次のとおりとする。  
(1) 施設の清掃・調査等  
(2) 前号に掲げるもののほか、乙において対応可能な業務

### （要請手続き）

第4条 甲は、第2条第1項の規定による協力の要請にあたり、乙に対し、災害等の場所、被害状  
況、応急対応の内容その他必要な事項を通知するものとする。

### （報告）

第5条 乙は、甲から要請に基づく協力業務を完了したときは、直ちに災害記録報告書により甲に  
報告するものとする。

### （経費の負担）

第6条 乙が実施した協力業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

(広域災害)

第7条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合は、下水道対策本部の指揮による活動を優先し、乙もこれに従うものとする。

(協定の効力)

第8条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。  
ただし、甲、乙双方から疑義の申し出がなされないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

(連絡系統)

第9条 甲及び乙は、緊急時の連絡先等をあらかじめ確保・明示し、系統図により相互に通知するものとする。  
2 前項の系統図を変更しようとするときは、相互に協議し、速やかに通知するものとする。

(雑則)

第10条 この協定に定めのない事項、または、この協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成30年5月28日

群馬県安中市安中一丁目23番13号  
甲 安中市  
代表者 市長

群馬県高崎市新後閑町281番地3  
乙 公益社団法人 日本下水道管路管理業協会  
関東支部 群馬県部会 部会長